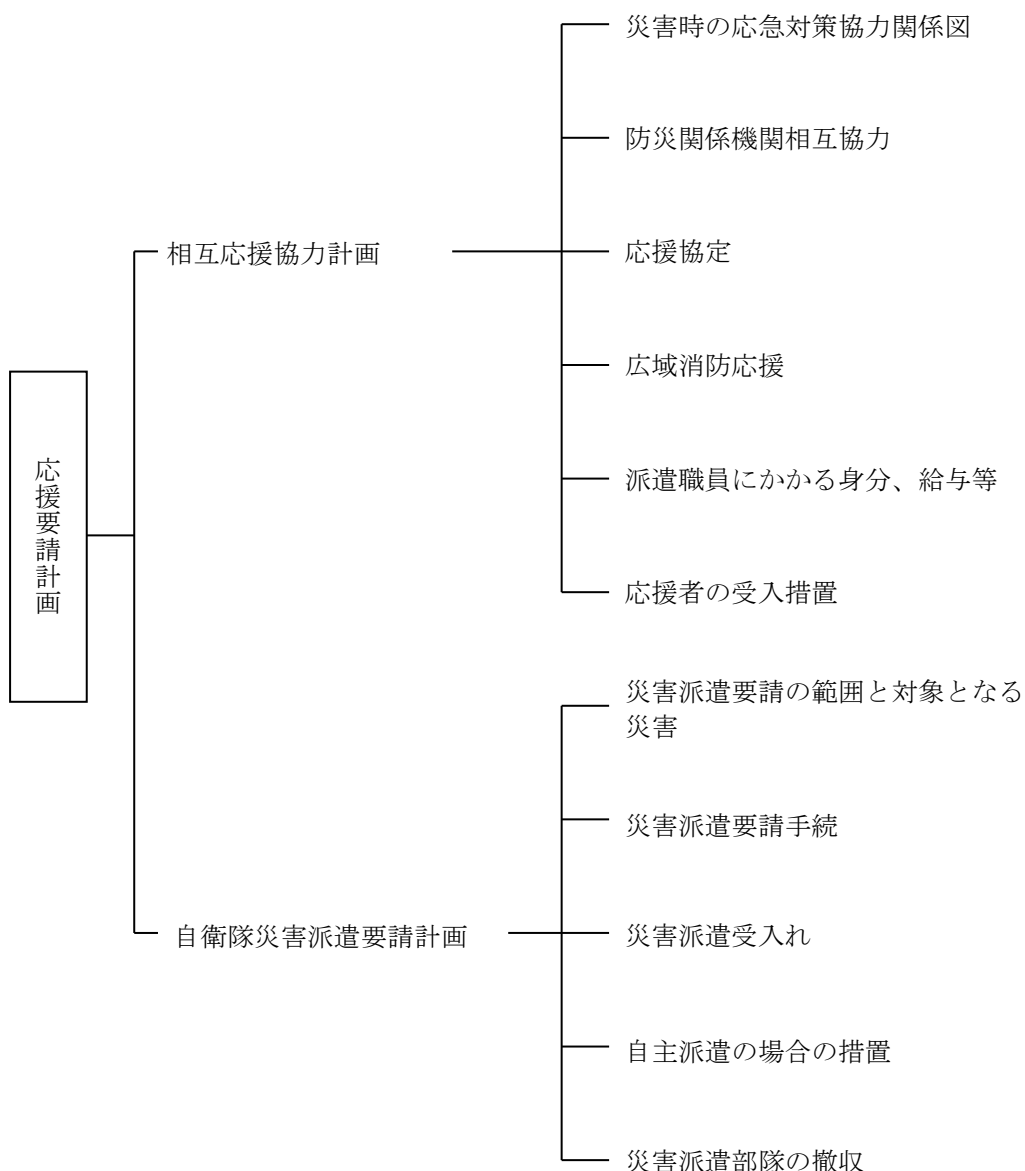


第7章 応援要請計画

基本的な考え方

災害が発生した場合、町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから町及び町内防災機関のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

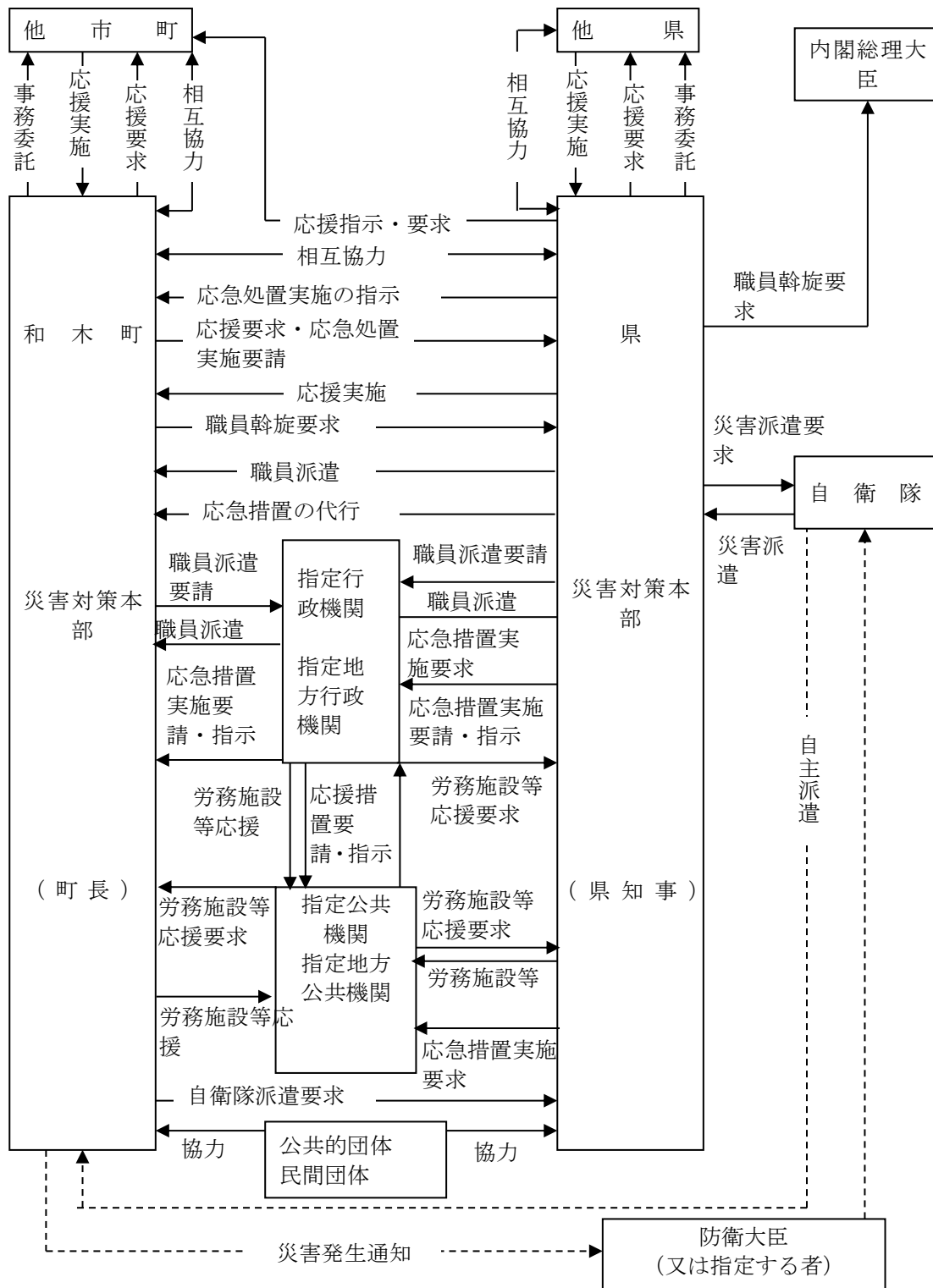
このような場合、被災を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになり、和木町「災害時受援計画」に基づく受援体制の下、県、市町、関係機関、企業、団体、ボランティア等の支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

山口県地域防災計画第24章「広域消防応援・受援に係る計画」及び「岩国地区消防組合受援計画」 参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、町、国（指定地方行政機関）、県及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 町が行う措置

ア 他の市町への応援要請

町長（本部長）は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、「和木町災害受援計画」に基づき、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 町長（本部長）は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、「和木町災害受援計画」に基づき、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

(イ) 町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、「和木町災害受援計画」に基づき、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員とし、災害対策本部（総括班）の受援担当として要請を実施する。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請 又は応急措置の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（応急処置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第2節 自衛隊災害派遣要請計画 参照	自衛隊法第83条

指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第 30 条 自治法第 252 条の 17
放送機関への災害時放送要請	第 2 章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第 57 条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

町は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務の主なものとしては、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する災害応急措置を実施するため 特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

イ この場合に、県に対し応援を求めようとするときは、次の事項について県本部室班を窓口 に、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) 応援を必要とする場所
- (カ) 応援を必要とする活動内容
- (キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第 9 2 条 によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額
- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、町のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、町は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 町の相互応援協定

ア 消防相互応援

町及び岩国地区消防組合本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

石油コンビナート等特別防災区域に係る消防活動に関して、町は、関係系企業と相互応援協定を締結している。

ウ 海上保安部（署）との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、岩国地区消防組合は、岩国海上保安署との間に協定を締結している。

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう県は、次のとおり協定を締結している。

必要な場合、町長は、県を通して、各防災関係機関に協力要請を行う。

協定の目的	協定の相手先	協定締結年月日
災害時の医療、助産、遺体の処理	・日赤山口県支部	昭和61年9月16日
災害時の医療、救護	・山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会	昭和44年11月21日
災害時の放送	・日本放送協会山口放送局 ・山口放送株式会社、テレビ山口株式会社 ・株式会社エフエム山口 ・山口朝日放送株式会社	昭和56年9月1日 昭和56年9月1日 昭和60年12月23日 平成6年1月11日
災害時の通信施設利用	・山口県警察本部 ・西日本旅客鉄道株式会社	昭和39年12月26日 昭和62年4月1日
海上における捜索活動	・北九州救助調整本部（管区警察局、海上保安本部、管区气象台他地方機関） ・広島救助調整本部（管区警察局、海上保安本部、管区气象台他地方機関）	昭和60年9月10日 昭和60年9月10日

3 民間団体との協定

町及び関係防災機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

4 指定行政機関相互の協力体制

(1) 指定行政機関相互の協力体制

ア 警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、総務省及び消防庁は、海上における捜索救助の実施について相互に協力するため、協定を締結している。

イ 海上保安庁と消防庁は、領海内における船舶の火災に係る消火活動について、それぞれの機関が協力しあうため、業務協定を締結している。

(2) 指定地方行政機関と民間企業等との協力体制

海上保安部・署と関係企業の協定

火災、爆発、油の海上流出等に対する防災活動を迅速円滑に実施するため、相互協力に関して覚書を締結している。

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第60号）」によるものとする。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入については、応援を求めた町長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた町長又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

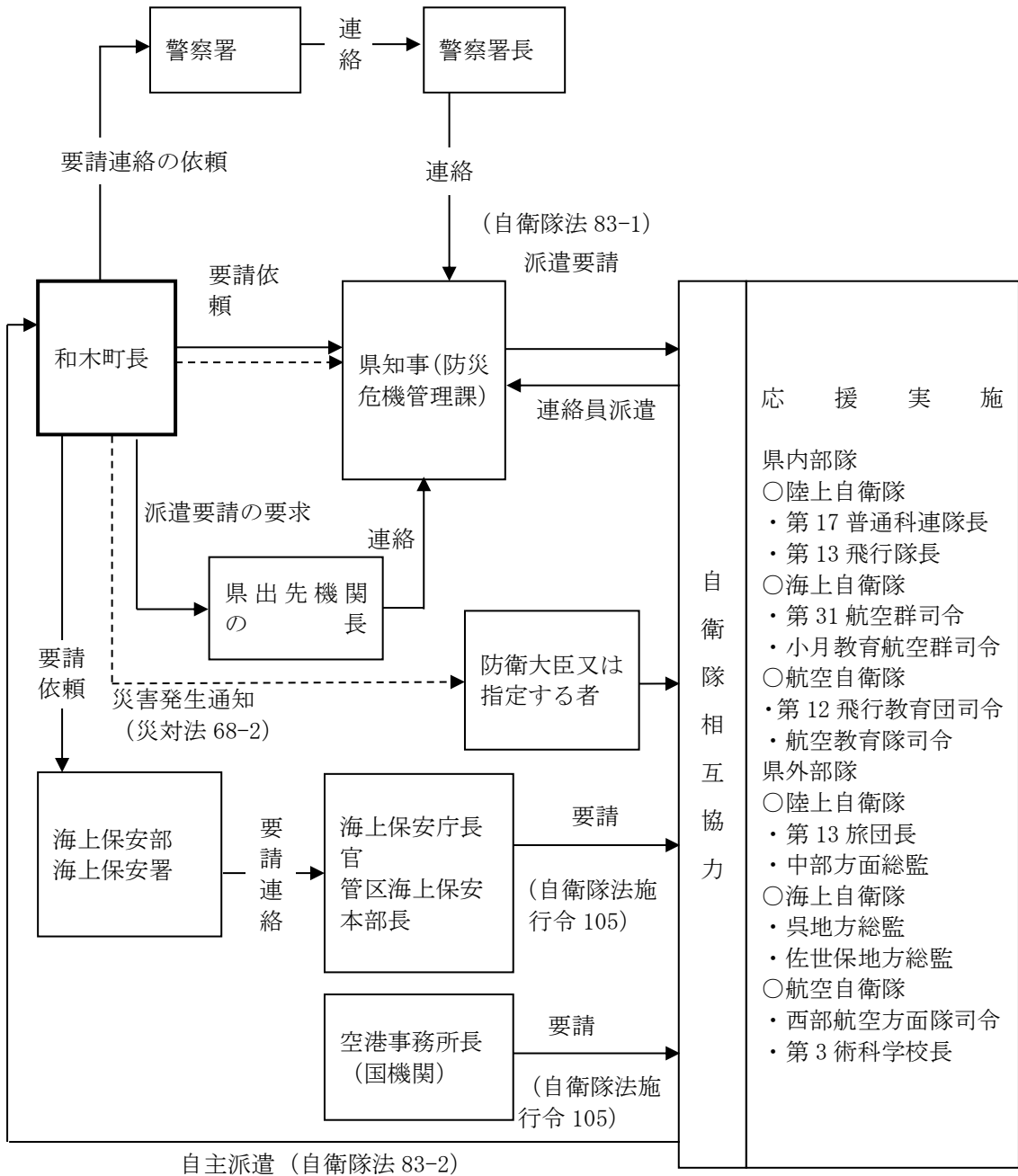
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、町等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集

を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の救援	避難勧告・指示が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導輸送等を行い、避難を援助
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する援助物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害により、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる、さし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

ア 知事（自衛隊法第83条1項）・・・主として陸上災害の場合

イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第105条）・・・主として海上災害の場合

ウ 空港事務所長（自衛隊法施行令第105条）・・・主として航空機遭難の場合

(2) 町長の措置

町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に災害要請の要求（要請依頼）をするものとする。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令 784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町 8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0965-23-7111) 岩国市三角町 2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、急患搬送、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令 第3術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線 231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町 3-1-1 (092-581-4031 内線 2348) 福岡県遠賀郡芦屋町 144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等

3 町長の派遣要請の要求

町長の県知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、町長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において町長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。（災対法第68条の2）この場合の通知先については緊急事態に備え、町の地域防災計画に記載する。

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 要請権者の措置

県災対本部は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、災害現地における災害応急対策責任者（町長、県の出先機関等）相互間の業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

(1) 連絡所の設置

県庁内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿泊所のあっせん

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、本部室班が、町長等災害応急対策責任者と協議してあっせんする。

(3) 使用資機材等のあっせん

派遣部隊が作業を実施するために必要な資機材等は、要請者が災害応急対策責任者と協議してあっせんする。

2 町長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1) 部隊の受入準備

ア 町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業を開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

町長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

- 3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入措置は、町の場合に準じて行うものとする。
- 4 経費の負担区分
 - (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊の直接必要な経費
 - (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等に通知するものとする。
- 3 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
 - (2) 町長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
 - (3) 知事は、町長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。